

令和5年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R5. 4. 24	R5. 5. 1	1 南青山一丁目第2(移転先住宅の追加及び移転先住宅見学会の開催について、移転先住宅関係資料) 2 辰巳一丁目(今後の予定) 3 南六郷一丁目(引越しに際してのお願い) 4 桐ヶ丘(「建替移転説明会」開催のお知らせ) 5 田端新町一丁目(今後の移転スケジュールについて(戻り入居)、今後の移転スケジュールについて(6.1許可)、今後の移転スケジュールについて(6.16許可)、臨時ごみ置場の設置について)	36	1														住宅政策本部 東部住宅建設事務所 折衝課	
2	R5. 4. 20	R5. 5. 2	東京都知事(〇)第〇〇号株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 (1)平成〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 (2)令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿記載事項変更届出書	62	1						1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。平面図は公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。	住宅政策本部 民間住宅部 不動産課	
3	R5. 4. 20	R5. 5. 2	東京都知事(〇)第〇〇号株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書	27	1						1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。平面図は公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。	住宅政策本部 民間住宅部 不動産課	
4	R5. 5. 2	R5. 5. 8	令和5年度定期購読図書年間登録一覧	7	1														住宅政策本部 住宅企画部 総務課	
5	R5. 3. 15	R5. 5. 12	(1)「〇〇」の土地の評価について(令和4年10月21日付4財財管評第310号) (2)不動産鑑定評価書の提出について(令和5年1月18日付4住経資第853号) (3)土地の評価について(回答)(令和5年1月20日付4財財管評第310号の2) (4)土地の評価について(依頼)(令和4年10月20日付4住経資第630号) (5)請書(件名:〇〇敷地に係る不動産鑑定評価業務委託)(令和4年11月22日付4住企契第211号) (6)2022年12月21日付け不動産鑑定評価書	106	1	1					1	1		1	1			(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため 個人に関する財産の状況に係る情報で、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため (7条6号) 他の機関から提供を受けた情報であり、公にすることにより、当該機関との信頼関係が損なわれ改定賃料算定事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため (7条7号) 都が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として公にしないこととされているものであるため	住宅政策本部 都営住宅経営部 資産活用課	
6	R5. 5. 2	R5. 5. 15	■都営住宅使用申込書の集計資料 ○2022年の各回の申し込みごと ○一般の方について、以下の項目を除く ・郵便番号・電話番号・現住所 ・氏名(フリガナも) ・日本での通称名(フリガナも) ・生年月日(ただし、満歳の部分は必要) ・勤務先または学校の名称及び所在地ならびに勤務(開業)開始年月日														1		都営住宅使用申込書の集計資料は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。	住宅政策本部 都営住宅経営部 指導管理課
7	R5. 5. 11	R5. 5. 17	東村山市本町地区プロジェクト定期借地権設定契約書 (平成18年3月24日)	18	1														住宅政策本部 都営住宅経営部 再編利活用推進課	
8	R5. 5. 11	R5. 5. 23	東京都知事免許宅地建物取引業者リスト(令和5年5月11日現在)		1														住宅政策本部 民間住宅部 不動産課	
9	R5. 3. 25	R5. 5. 24	業務の適正な執行について(令和2年2月14日付31住経企第905号)	3	1														住宅政策本部 都営住宅経営部 経営企画課	
10	R5. 3. 25	R5. 5. 24	都営住宅入居者管理にかかる個人情報書類の紛失について(令和2年2月13日付け)	2	1										1			(7条6号) 公にすることにより、都営住宅の入居者管理業務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。	住宅政策本部 都営住宅経営部 経営企画課	
11	R5. 3. 28	R5. 5. 24	都営住宅等の管理にかかる基本協定(抜粋)	3	1						1							(7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部 都営住宅経営部 経営企画課	

令和5年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
12	R5. 5. 22	R5. 5. 31	(1) 第3江古田アパート 1, 2, 3号棟移転資料 (3月28日) (2) 第3江古田アパート移転対象の皆様へ (3) (旧) 第2 麓の宮アパートから仮移転中のみなさま 戻り入居に関する意向調査について (3月28日) (4) 大丸第2アパートから矢崎町一丁目アパートへ移転される皆様へ 部屋決め抽選会(戻り入居対象者)及び今後の予定等について (5月19日) ※1人世帯向けと2人世帯向けあり (5) 仙川アパートから調布緑ヶ丘二丁目アパートへ移転される皆様へ 保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ (3月17日) (6) 調布緑ヶ丘二丁目アパート(新築)に、本年4月以降にご移転される皆様へ 「引越日程表」ご記入のお願い (3月17日) (7) 仙川アパート建替えに伴い4月16日入居許可で移転される皆様へ 引越しに際してのお願い (4月10日) (8) 清瀬野塩アパートの自治会御中 鍵渡しの会場(集会所)確保等のお願い (3月17日) (9) 清瀬野塩アパート1~4.8.9.16号棟前半移転(4月16日許可)の方へ 保証金納入通知書のお渡しについて (3月20日) (10) 清瀬野塩アパート1~4.8.9.16号棟前半移転(4月16日許可)の方へ 鍵渡しのお知らせ (3月20日) (11) 清瀬野塩アパートにお住いの後半移転(5月1日許可)の方へ 「ゴミの出し方説明会」の開催について (3月20日) (12) 清瀬野塩アパートの26号棟等へ移転の方へ お知らせ(引越しゴミの出し方など) (3月20日) (13) 清瀬野塩アパート1~4.8.9.16号棟後半移転(5月1日許可)の方へ 鍵渡しのお知らせ (4月3日) (14) 清瀬野塩アパート1~4.8.9.16号棟後半移転(5月1日許可)の方へ 保証金納入通知書のお渡しについて (4月3日) (15) 清瀬野塩アパートの26号棟等へ移転の方へ お知らせ(お引越しの前後の作業等) (4月7日) (16) 清瀬野塩アパート建替えに伴い4月16日許可で入居する皆様へ 引越しに際してのお願い(4月14日) (17) 清瀬野塩アパート建替えに伴い5月1日許可で入居する皆様へ 引越しに際してのお願い(4月28日)	125	1														住宅政策本部 西部住宅建設事務所 管理課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>